

福井県監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により措置を講じた事項について、次のとおり公表する。

令和5年8月8日

福井県監査委員 兼井 大  
同 山浦 光一郎  
同 五十嵐 昌子  
同 伊藤 和弘

福井県知事からの措置報告

監査対象機関	嶺南振興局（二州）
監査結果の報告を受けた年月日	令和5年6月27日
監査の結果	《検討事項》 若狭町を通じて若狭町農地水広域協定に交付した多面的機能支払交付金について、同協定を構成する活動組織の一部で不適正経理が行われていたことは誠に遺憾である。 本交付金を所管する農村振興課は、各市町におけるチェック体制の点検を行うとともに、各活動組織の実施状況報告を確認する際は、これまで以上に厳格に審査を行うよう市町を指導するなど、より実効性のある再発防止策を講じられたい。
措置の内容	全ての市町について、ヒアリング調査を実施し、公正な審査が確保される体制となっているか点検を行うとともに、審査を行う担当者が活動組織と密接な関係にある場合には、当該活動組織の審査から除斥するなど、内部統制を徹底するよう要請した。 また、実施状況報告を確認する際には、領収書等の証拠書類に不自然な点がないか、これまで以上に入念にチェックするとともに、原則として、抽出により、支払の相手方に対する反面調査を実施するよう要請した。